

2016年11月2日

秋田県とセブン-イレブン・ジャパン、そごう・西武が 『秋田県地域における見守り等の支援活動に関する協定』を締結 高齢者等の見守り活動や認知症サポーターの養成、高齢者雇用等を推進

株式会社セブン-イレブン・ジャパン（東京都千代田区、代表取締役社長：古屋 一樹）と株式会社そごう・西武（東京都千代田区、代表取締役社長：林 拓二）は、2016年11月2日（水）、秋田県（佐竹 敬久知事）と、地域社会における安全・安心の取り組みの一環として、『秋田県地域における見守り等の支援活動に関する協定』を締結いたします。

本協定は、高齢化社会の進行や単身世帯の増加、ならびに小売店舗をはじめとする様々な地域拠点の減少といった社会環境の変化が進む中、秋田県とセブン-イレブン・ジャパン、そごう・西武とが連携・協力して、高齢者等の見守り活動や認知症サポーターの養成、高齢者雇用の促進等を通じて安全・安心な街づくりを推進していくものです。

セブン-イレブン・ジャパンとそごう・西武は、今後も地域社会との連携を深め、商品・サービスの提供だけでなく、地域拠点としての店舗づくりを推進してまいります。

記

- 1、協定の名称 『秋田県地域における見守り等の支援活動に関する協定』
 - 2、協定締結日 平成28年11月2日（水）
 - 3、協定の趣旨 高齢化や人口および世帯人数の減少が進む中、秋田県とセブン-イレブン、そごう・西武が連携し、高齢者等の見守り活動や認知症サポーターの養成、高齢者雇用の促進等を通じて、地域住民が安心して暮らせる街づくりに取り組む。
 - 4、それぞれの役割（一例）
 - 秋田県の役割
 - ・秋田県内の市町村および関係機関に対して、本協定の趣旨の周知を図るとともに市町村における取り組みが円滑に実施されるよう、必要な支援を行う。
 - セブン-イレブンの役割
 - ・店舗営業時やお届けサービスの中で、高齢者及び児童、障害者等の見守り活動を実施し、異変を察知した際は各市町村および各関係機関と連携し対応する。
 - そごう・西武の役割
 - ・店舗の営業を通じ、地域における高齢者及び児童、障害者等の見守り活動を実施する。
- セブン-イレブンの店舗数 秋田県内：81店舗、全国：19,076店舗（2016年10月末現在）

以上

秋田県地域における見守り等の支援活動に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）、株式会社セブン - イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）及び株式会社そごう・西武（以下「丙」という。）とは、秋田県内の市町村の地域における見守り等の支援活動について、次のとおり協定を締結する。

なお、甲は、乙が直営店方式又はフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア「セブン - イレブン」（以下「セブン - イレブン店」という。）を展開しており、フランチャイズ方式による展開においては、乙と別途独立した経営主体（以下「オーナー」という。）がセブン - イレブン店を運営しており、本協定についての乙の推奨を応諾したオーナーが本協定記載の内容等を実行することを十分に理解する。

（目的）

第1条 本協定は、高齢者の安全確保、孤立化の防止及び雇用の促進並びに児童及び障害者等の安全確保を図るため、次に掲げる活動（以下「地域における見守り等の支援活動」という。）について、甲、乙及び丙が相互に協力することにより、地域で支え合う仕組みづくりを強化することを目的とする。

- （1）高齢者、児童、障害者等の生活の見守り活動
- （2）認知症サポーターの養成
- （3）高齢者の雇用の推進

（甲の責務）

第2条 甲は、各市町村及び関係機関等に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、地域における見守り等の支援活動の円滑な実施について、乙（セブン - イレブン店を含む。）と各市町村との協力関係を構築するため、必要な支援を行う。

（乙及び丙の責務）

第3条 乙及び丙は、県内の自己の事業所に対して、本協定の趣旨を周知するとともに、別記の取組について各市町村と協議し、合意に至った場合には当該取組を誠実に実行する。

- 2 前項の取組に係る経費は、乙及び丙の負担とする。
- 3 乙は、県内のオーナーが経営するセブン - イレブン店に対しても本協定の趣旨を周知させ、当該取組を実行することを推奨する。

（免責）

第4条 乙（セブン - イレブン店を含む。）及び丙は、別記の連絡等を行うことができなかった場合であっても、また、別記の連絡等を行ったことにより紛争が生じた場合であっても、それらの責任を負わない。

(個人情報の保護)

第5条 甲、乙及び丙は、本協定の実施に当たり個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。また、地域における見守り等の支援活動の従事者でなくなった後も同様とする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも終了の意思表示がないときは、本協定は同一条件により1年間更新し、以後も同様とする。

(協定の変更)

第7条 甲、乙及び丙のいずれかが本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

(疑義等の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議の上、これを定める。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事
佐竹 敬久 印

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役社長
古屋 一樹 印

丙 東京都千代田区二番町5番地25
株式会社そごう・西武
代表取締役社長
林 拓二 印

別記（第3条関係）

- 1 乙（セブン-イレブン店を含む。）は、それぞれが行うお届けサービス、事業所での販売などの通常の業務全般を通じて、地域における見守り等の支援活動に協力する。
- 2 丙は、丙が行う事業所での販売などの通常の業務全般を通じて、地域における見守り等の支援活動に協力する。
- 3 乙（セブン-イレブン店を含む。）は、お届けサービスで個人宅等を訪問する際、訪問途中及び訪問先で次に掲げる異変等を発見した場合は、その状況等を総合的に判断した上で、必要と思われるときは、別に甲が提供する市町村の連絡先へ連絡を行う。
 - （1）配達時はいつも玄関に出てくるのに、玄関に施錠もなく、呼び出しても応答がないとき。
 - （2）郵便受けに新聞や郵便物がたまっているとき。
 - （3）日中にもかかわらず外灯が点灯されたままであったり、日没後でも、カーテンが閉められておらず、人影も確認できないとき。
 - （4）頻繁に罵声が聞こえたり、物を投げる音がしたり、泣き声がするなど、虐待、暴行を受けているおそれがあると思われたとき。
 - （5）その他、深夜の徘徊などの異変等が発生していると推測できる状況のとき。
- 4 倒れている人を発見した場合など、緊急性が高いと思われる場合には、乙（セブン-イレブン店を含む。）及び丙は、救急車の手配や警察への連絡を行う。
- 5 乙及び丙は、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる地域社会を目指し、認知症サポーター養成に取り組むとともに、認知症の人が行方不明になった場合、早期発見・保護を図るため、市町村等からの通報を受けて、通常業務に支障のない範囲で協力する。
- 6 乙及び丙は、高齢者の雇用に努める。
- 7 乙及び丙は、本取組を通じて地域活動支援に取り組む。

■セブン-イレブンの「高齢者の支援に関する協定」締結状況

【都道府県】21 都府県(1 都 1 府 19 県) ※平成 28 年 11 月 2 日現在

・石川県	2012 年 3 月 3 日	地域見守りネットワーク構築事業に関する協定
・福岡県	2013 年 11 月 25 日	「見守りネットふくおか」協定
・千葉県	2014 年 7 月 31 日	「ちば SSK プロジェクト」等に関する協定
・宮崎県	2014 年 11 月 14 日	「みやざき地域見守り応援隊」協定
・福島県	2015 年 3 月 26 日	福島県地域の高齢者等の支援に関する協定
・三重県	2015 年 5 月 27 日	「三重県の高齢者見守り」等に関する協定
・長野県	2015 年 8 月 19 日	長野県地域見守り活動に関する協定
・大阪府	2015 年 9 月 18 日	大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定
・山梨県	2015 年 10 月 23 日	山梨県地域の高齢者等の支援に関する協定
・高知県	2015 年 11 月 27 日	高知県における地域の見守り活動に関する協定
・香川県	2015 年 12 月 3 日	高齢者の見守り等に関する協定
・徳島県	2015 年 12 月 3 日	徳島県の地域の見守り活動に関する協定
・兵庫県	2015 年 12 月 11 日	兵庫県 地域見守りネットワーク 応援協定
・静岡県	2015 年 12 月 17 日	「静岡県あんしん地域見守り事業」に関する協定
・東京都	2015 年 12 月 18 日	ながら見守り連携事業に関する協定
・岐阜県	2016 年 1 月 15 日	岐阜県の高齢者等の支援活動に関する協定
・滋賀県	2016 年 2 月 12 日	高齢者の安全・安心の確保に関する協定
・宮城県	2016 年 4 月 22 日	高齢者等の支援に関する協定
・青森県	2016 年 6 月 22 日	青森県地域の高齢者等の支援に関する協定
・新潟県	2016 年 8 月 19 日	新潟県における高齢者等の見守り・支援協定
・秋田県	2016 年 11 月 2 日	秋田県地域における見守り等の支援活動に関する協定

【市町村】 270 市町村

■セブン-イレブンのお届けサービス「セブンミール」の概要

①サービスの内容

毎日のお食事の準備に不便を感じている方や、健康に配慮したいと思われている方へ、事前にお届けするカタログまたは WEB カタログからご注文いただくことで、味や品質にこだわった商品を提供するセブン - イレブンのサービスです。商品のお受取りは「ご自宅等へのお届け」もしくは「セブン - イレブン店舗での受取り」をお選びいただけます。ご注文税込 500 円以上からお届け無料。
※税込 500 円未満のご注文はお届け料税込 123 円でお届けいたします。
※全国の約 14,400 店舗で展開。一部店舗、エリアでは実施しておりません。

②サービスの特徴

高齢化社会の進行や単身世帯の増加、女性の就業率の向上等、社会環境が大きく変化している中、日々のお買い物に不便を感じている方や健康管理に気をつけている方へ、管理栄養士の監修により健康に配慮した商品を「1 日分より」「年中無休で」「ご注文の翌日に」ご提供しています。

③会社概要

□社名	株式会社セブン・ミールサービス
□代表者	代表取締役社長 青山 誠一
□設立	2000 年 8 月 7 日 (同年 9 月 4 日営業開始)
□資本金	3 億円
□事業内容	セブン - イレブンのネットサービスの企画・運営等
□サービスエリア	セブン - イレブンの出店地域 (店舗周辺) ※鳥取県他一部店舗を除く

④商品の一例

□医師が監修し、野菜の使用量やカロリー、塩分に配慮した「おまかせ御膳 (旧日替り弁当)」473 円 (税込 510 円) や「すこやか膳 (旧お惣菜セット)」473 円 (税込 510 円) が人気。他に、管理栄養士が監修したメニューもある。
□上記商品以外にも、セブンプレミアムやカット野菜、お米やペットボトル飲料等、約 2,000 品目を品揃え

○セブン・ミールサービスのホームページ <http://www.7meal.jp/>

以上